

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和7年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の求めを行う寄附者からの申請を受け付け、申請者の1月1日現在の住所地の市区町村に対し、その情報を通知する。
③システムの名称	エクセル(表計算ソフト)
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成のための特定個人情報を含むファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市長室 行政経営室
②所属長の役職名	行政経営室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター Tel 0466-50-3567
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市 市長室 行政経営室 Tel 0466-50-3503
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月18日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月18日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、申請者本人からのマイナンバー取得を厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び特定個人情報を含む管理ファイルへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	なし	【財政課】寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツール追加	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	申告特例通知書(55号の7様式)	ワンストップ特例申請書受付書	事後	
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	【財政課】寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツール、ワンストップ特例申請書受付書(エクセル)、申告特例通知書	寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツール	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 3 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項 別表第一項番16	事後	
令和3年12月17日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
令和3年12月17日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和3年12月17日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
令和4年12月16日	I 関連情報 2 特定個人情報ファイル名	寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル作成支援ツール	寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成のための特定個人情報を含むファイル	事後	
令和5年12月7日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和3年9月30日 時点	令和5年12月7日 時点	事後	
令和5年12月7日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和3年9月30日 時点	令和5年12月7日 時点	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 3 個人番号の利用	第9条第3項 別表第一項番16	第9条第1項別表項番24	事後	
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年12月7日 時点	令和6年11月20日 時点	事後	
令和6年12月18日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年12月7日 時点	令和6年11月20日 時点	事後	
令和7年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	財務部 財政課	市長室 行政経営室	事後	
令和7年9月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	財務部 財政課	市長室 行政経営室	事後	
令和7年9月22日	II しきい値判断項目 1 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和6年11月20日 時点	1万人以上10万人未満 令和7年8月18日 時点	事後	
令和7年9月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和6年11月21日 時点	令和7年8月19日 時点	事後	